

大小会議室利用規定

(令和元年9月17日 Ver3.5)

プラザ内の大・小会議室は、共同設備でありご利用いただくにあたり、以下の条項についてお守りいただきたいことがございますので必ず確認・遵守してください。

第1条（使用申請・許可等について）

1. 使用は事前予約を基本とします。
予約に関しては、入居者の方はグループウェアより予約を行ってください。それ以外の方は、当プラザのWebサイトに使用状況のスケジュール表を掲載していますので、状況を確認し申請書を管理事務所まで提出してください。【様式17号】
2. 予約は、原則一か月前から可能とします。それ以前の予約申込に関しては、管理事務所までご相談願います。
3. 使用時間は、管理事務所の業務時間内（平日9:00～18:00）とします。
4. 会議室の使用については情報関連産業振興目的にのみ使用を許可します。それ以外の使用目的には使用許可できません。
5. 会議室において開催するセミナーや講座等のイベントについては、参加費等が無料のものに限ります。
6. 入室の際は、必ず管理事務所にて入室時間の確認を行ってください。
7. 使用終了時は、管理事務所までご連絡いただき、会議室内の確認を受けてください。

第2条（利用に関する費用）

1. 当プラザの大小会議室のご利用に関して、使用料は発生しません。（無料）

第3条（室内設備について）

1. 室内に設置されている機器（音響設備、映像関連設備、ホワイトボード、什器類）に不具合を発見された場合は、至急管理事務所まで連絡ください。指定管理者にて故障対応を実施します。
なお、これらの不具合が使用者の故意又は過失による場合は、使用者にその費用を負担していただきます。
2. 小会議室に、プロジェクター、プラズマディスプレイが貸し出し可能ですので、必要な場合は、管理事務所までご連絡ください。ただし、数に限りがありますので、ご希望に沿えない場合があります。（各1台）

第4条（利用について）

1. 部屋内での飲食は厳禁とします。
2. 利用終了時は、管理事務所へ連絡し部屋内の確認を受けてください。
3. 会議室内などにゴミ等散見された場合は、各自で回収し室内の環境美化への協力をお願いします。

【指定管理者】

ハウステンボス・技術センター株式会社

佐世保情報産業プラザ第1棟 管理事務所内

【第1棟】

長崎県佐世保市崎岡町 2720-8

電 話 0956-20-5051

F A X 0956-39-2810

【第2棟】

長崎県佐世保市崎岡町 3068-9